

所得税及び 復興特別所得税の確定申告

役場申告会場の開設期間は短縮されています。

役場での
申告期間 2月17日(月)から2月28日(金)まで ※土・日・祝は除く ※午前8時までは役場庁舎への入庁をお断りしています。

- 所得税、贈与税、消費税の相談 昭和税務署 ☎052・881・8171 ※音声案内に従い、用件に応じた番号を押してください。
- 町・県民税の相談 税務課 ☎0561・56・0724

申告が必要な人

1 給与所得がある人

- 給与の年間収入金額が2,000万円を超える人
- 給与を1カ所からもらっていて、その他に各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える人
- 給与を2カ所以上からもらっていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える人



2 年金などを受給している人

公的年金などの所得金額から所得控除を差し引いて残額がある人

- ※ 公的年金などの収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合は不要。ただし、その場合でも、町・県民税の申告が必要な場合があります。詳しくは4ページをご覧ください。
- ※ 確定申告が不要な人でも、計算の結果、源泉徴収されている所得税の還付を受ける場合には、申告が必要です。



3 その他（事業や不動産の収入がある人、土地や建物を売った人など）

事業所得や不動産所得などの各種所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から、配当控除額と年末調整によって受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を差し引いて残額がある人など

- ※ 退職所得がある人は、一般的には不要です。ただし、外国企業から受け取った退職金など源泉徴収されないものがある場合は申告が必要です。



還付申告ができる人

給与などから源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金が、年間の所得税及び復興特別所得税額よりも多いときは、確定申告で納め過ぎた税の還付が受けられます。

給与所得がある人は、原則、次のような場合に還付申告ができます。

- 1 多額の医療費を支出した場合
- 2 特定の寄附をした場合
- 3 一定の要件のあるマイホームを取得するなどし、住宅ローンがある場合
- 4 年の途中で退職したため年末調整を受けておらず、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を納め過ぎている場合など



- ※ ふるさと納税をした人が確定申告をする場合、ワンストップ特例を申請していても、ふるさと納税をした寄附金額を含めて申告する必要があります。

申告書の作成・提出方法

申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。案内に従って入力すれば、初めての人でも簡単に作成できます。

給与所得者や年金所得者向けの申告書作成画面も設けられています。作成した申告書は印刷し、源泉徴収票などの資料を添付して、昭和税務署（〒467-8510 名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1-4）に郵送してください。

インターネット環境が整っている人は、自宅から24時間申告できる、添付書類の省略ができる、還付が早いなどの利点がある「e-Tax（電子申告）」が利用できます。

また、スマートフォンによる利用も可能。特に、給与所得者で医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除による還付申告を行う場合は、「スマホ専用画面」による申告が便利です。

※インターネットやスマートフォンによる電子申告は、事前にマイナンバーカード及び対応カードリーダーまたはID・パスワードの取得が必要です。

（詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。）

※復興特別所得税も忘れず記載してください。



確定申告会場

役場の申告会場

確定申告（所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税、地方消費税）を受け付けます。



とき

2月17日（月）～2月28日（金）の平日午前9時～正午
及び午後1時～3時は税理士による無料申告相談もあります。

ところ

役場2階大会議室

注意事項

- 役場では譲渡所得や贈与税に関する相談は受けられません。税務署の相談をご利用ください。（次項参照）
- 会場では、パソコンを利用した申告書の作成を行います。
- 税理士による無料相談および確定申告Bの人には、受付時に番号札を配布します。午後の部の番号札は、午前の部がなくなり次第配布するため、午後の部の開始時刻には受付が終了している場合があります。

※混雑状況により、受付をお断りする場合があります。

税務署の申告会場

確定申告（所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税、地方消費税、贈与税）を受け付けます。



とき

2月17日（月）～3月16日（月）の平日午前9時15分～午後5時（午前9時受付開始）

※ただし、2月24日（月・休）および3月1日（日）は開設。

※午後4時までにお越しください。

※期間中は、税務署内での申告書の作成指導は行いません。 ※混雑状況により、受付をお断りする場合があります。

ところ

電気文化会館5階（名古屋市中区栄二丁目2-5）（地下鉄伏見駅4番出口から徒歩2分）

※会場には駐車場がありません。公共交通機関でお越しください。

町・県民税の申告

確定申告をする必要がない人でも、町・県民税の申告が必要な場合があります。

申告しないと、所得控除（扶養控除、各種保険料控除、医療費控除など）が適用されないため、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者保険料の算定に影響することがあります。

町・県民税の申告が必要な人

令和2年1月1日現在、町内在住で、次のいずれかに該当する人

- ① 前年中に所得はあるが、確定申告をする必要がない人
- ② 前年中に所得がなく、同一世帯内の誰にも扶養されていない人
- ③ 前年中に所得がなく、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している人
※申告の有無で、保険税（料）額が変わる場合があります。
- ④ 公的年金などを受給していて、確定申告が不要な人のうち、町・県民税を計算する上で所得控除の追加が必要な人



町・県民税の申告が不要な人

- ① 令和元年分の確定申告書を提出した人、提出する人
- ② 所得が給与所得のみで勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている人
- ③ 所得が公的年金所得のみで、年金支払報告書（公的年金などの源泉徴収票）に記載されている所得控除以外に追加する所得控除がない人



町・県民税の申告書を郵送します

昨年、町・県民税の申告書を提出した人に2月中に申告書を郵送します。必要事項を記入の上、3月16日（月）までに返信してください。新たに申告が必要な人や申告書が届かない人は、申告会場や税務課窓口で受け取ってください。



町・県民税の申告書の記載方法が分からない場合など

計算方法や申告書の記載方法などが分からない場合は、必要書類（5ページ参照）を持って、町・県民税の申告会場にお越しください。



町・県民税の申告会場

とき

2月17日(月)～3月16日(月)の
平日午前9時～正午、午後1時～3時

ところ

役場 2階大会議室

※左記以外は、税務課で随時受付します。

確定申告、町・県民税の申告に必要なもの

必要書類は申告内容によって異なります。確定申告は昭和税務署へ、町・県民税の申告は税務課へお問い合わせください。なお e-Tax の ID とパスワードの分かるもの、申告者本人の通帳は、確定申告のみ必要です

控除を受ける・受けないどちらの人もお持ちください

マイナンバー（個人番号）カード

※持っている人は①番号確認書類1点（通知カード、マイナンバー入りの住民票など）及び②本人確認書類1点（運転免許証など）



所得金額を証明する書類

（給与や年金の源泉徴収票（原本）
事業の収支内訳書・帳票書類など）



印鑑 （認め印可）



申告者本人の通帳 （還付を受けられる人のみ）



e-Tax の ID とパスワードの分かるもの（すでに取得している人のみ）

※平成30年1月以降に役場の申告相談会場でパソコン（e-Tax）を利用して申告した人は、お持ちになるとスムーズに申告できます。

控除を受ける人のみお持ちください

控除の種類	必要な書類
社会保険料控除	払込証明書
生命保険料控除	生命保険料支払証明書
地震保険料控除	地震保険料支払証明書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書
医療費控除 ※あらかじめ医療費の合計金額を計算しておいてください。	医療費の明細書または医療費の領収書、 補てんされる保険金などの金額が分かるもの
寄附金控除	寄附先から交付を受けた受領書など

医療費控除を申告するときの注意点

●医療費の明細書添付が義務になりました

平成29年分の確定申告から、領収書の添付の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。ただし、医療費保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）を添付すると、明細の記入を省略できます。

●セルフメディケーション税制を活用しましょう

平成29年1月1日以後に自己又は自己と生計を一にする親族が特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、人間ドックやインフルエンザの予防接種等に取り組んだ人は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制を受けることができます。詳しくは国税庁のホームページ（3ページ QRコード参照）をご覧ください。